

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）に関する資料

改正後	改正前
<p>(緊急自動車等の指定等)</p> <p>第4条 令第13条第1項及び令第14条の2第2号の規定により公安委員会の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（別記第2号様式）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定を受けようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標又は車両番号標」という。）等を確認できるもの</p> <p>(2) 指定を受けようとする自動車の <u>自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面</u></p> <p>2 公安委員会は、前項の申請に基づき指定をしたときは、申請者に緊急自動車指定書（別記第2号様式の2）又は道路維持作業用自動車指定書（別記第2号様式の3）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車に当該指定書を備え付けておかななければならない。</p> <p>(緊急自動車等の届出等)</p> <p>第4条の2 令第13条第1項及び令第14条の2第1号の規定により公安委員会に届け出ようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（別記第2号様式の4）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届け出ようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、自動車登録番号標又は車両番号標等を確認できるもの</p> <p>(2) 届け出ようとする自動車の <u>自動車検査証記録事項が記載された書面</u></p> <p>2 公安委員会は、前項の届出に基づき届出を確認したときは、届出者に緊急自動車届出確認書（別記第2号様式の5）又は道路維持作業用自動車届出確認書（別記第2号様式の6）（以下「届出確認書」という。）を交付するものとする。</p>	<p>(緊急自動車等の指定等)</p> <p>第4条 令第13条第1項及び令第14条の2第2号の規定により公安委員会の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（別記第2号様式）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定を受けようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標又は車両番号標」という。）等を確認できるもの</p> <p>(2) 指定を受けようとする自動車の <u>自動車検査証の写し</u></p> <p>2 公安委員会は、前項の申請に基づき指定をしたときは、申請者に緊急自動車指定書（別記第2号様式の2）又は道路維持作業用自動車指定書（別記第2号様式の3）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車に当該指定書を備え付けておかななければならない。</p> <p>(緊急自動車等の届出等)</p> <p>第4条の2 令第13条第1項及び令第14条の2第1号の規定により公安委員会に届け出ようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（別記第2号様式の4）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届け出ようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、自動車登録番号標又は車両番号標等を確認できるもの</p> <p>(2) 届け出ようとする自動車の <u>自動車検査証の写し</u></p> <p>2 公安委員会は、前項の届出に基づき届出を確認したときは、届出者に緊急自動車届出確認書（別記第2号様式の5）又は道路維持作業用自動車届出確認書（別記第2号様式の6）（以下「届出確認書」という。）を交付するものとする。</p>

3 前項の規定により届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車に当該届出確認書を備え付けておかなければならない。

3 前項の規定により届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車に当該届出確認書を備え付けておかなければならない。